

名古屋市達第 8 号

庁 中 一 般
各 公 所

課長補佐設置規程（令和 6 年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）第 1 条の課に次の組織を置く。 防災危機管理局 （略） 防災企画課 （略） 課 長 補 佐（防災啓発・人材育成） （略） 市 長 室 （略） 広 報 課 （略） 課 長 補 佐（ <u>D X 広報の推進</u> ） （略） 総 務 局 （略） 行政 D X 推進部	第 1 条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）第 1 条の課に次の組織を置く。 防災危機管理局 （略） 防災企画課 （略） 課 長 補 佐（防災啓発・人材育成） <u>課 長 補 佐（港防災センターの整備）</u> （略） 市 長 室 （略） 広 報 課 （略） 課 長 補 佐（ <u>ソーシャルメディア等に係る企画調整</u> ） （略） 総 務 局 （略） 行政 D X 推進部

(略)

デジタル改革推進課

(略)

課長補佐 (デジタル改革に係る
特命事項の処理)

(略)

課長補佐 (次期情報基盤の整備)

(略)

職員部

人事課

(略)

課長補佐 (人材育成に係る特命
事項の処理) (3)

コンプライアンス推進課

(略)

課長補佐 (監察)

(略)

総合調整部

総合調整課

(略)

課長補佐 (万博に係る企画調
整)

課長補佐 (アジア開発銀行年次
総会に係る企画調
整)

(略)

課長補佐 (大学連携)

空港対策課

(略)

アジア・アジアパラ競技大会推進部

(略)

デジタル改革推進課

(略)

(略)

課長補佐 (次期情報基盤の整備)

課長補佐 (ネットワーク・セキュ
リティの最適化)

(略)

職員部

人事課

(略)

課長補佐 (人材育成に係る特命
事項の処理) (2)

コンプライアンス推進課

(略)

課長補佐 (監察)

課長補佐 (ハラスメント対策の
推進)

(略)

総合調整部

総合調整課

(略)

課長補佐 (アジア開発銀行年次
総会に係る企画調
整) (3)

(略)

課長補佐 (大学連携)

課長補佐 (ラリージャパンに係
る企画調整)

空港対策課

(略)

国際課

課長補佐 (推進)

課長補佐 (国際都市化)

課長補佐 (交流)

課長補佐 (多文化共生の推進に
係る企画調整)

アジア・アジアパラ競技大会推進部

アジア・アジアパラ競技大会推進課
(略)

課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会に係る連絡
調整) (40)

課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会の推進に係
る特命事項の処理)

課長補佐(事業調整) (12)

(略)

財政局

(略)

税政部

税政課

(略)

課長補佐(税制)

(略)

課長補佐(定額減税補足給付
金) (2)

税務システム推進課

(略)

課長補佐(税務事務のデジタル
化の推進・事務改
善)

(略)

スポーツ市民局

(略)

地域振興部

区政課

(略)

課長補佐(スマート窓口に係る
企画調整)

(略)

地域振興課

(略)

課長補佐(地域コミュニティの
あり方検討)

課長補佐(コミュニティセン
ターの改修)

アジア・アジアパラ競技大会推進課
(略)

課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会に係る連絡
調整) (43)

課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会の推進に係
る特命事項の処理)
(2)

課長補佐(事業調整) (20)

(略)

財政局

(略)

税務部

税制課

(略)

課長補佐(税制)

課長補佐(税に係る特命事項の
処理)

(略)

税務システム推進課

(略)

課長補佐(システム標準化)

(略)

スポーツ市民局

(略)

地域振興部

区政課

(略)

課長補佐(スマート窓口に係る
企画調整) (2)

(略)

地域振興課

(略)

課長補佐(地域コミュニティの
あり方検討) (2)

課長補佐(多文化共生の推進)

課長補佐(空家等対策の推進に
係る企画調整)

課長補佐 (空家等対策の推進に係る企画調整)

住民課
(略)

課長補佐 (戸籍電算システム改修等)

課長補佐 (住民記録システム再構築)

課長補佐 (個人番号カード交付等に係る調整)

課長補佐 (町名表示)

人権施策推進部

人権施策推進課
(略)

課長補佐 (調整)

(略)

スポーツ推進部

(略)

スポーツ施設課

(略)

課長補佐 (アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等) (2)

スポーツ戦略課

(略)

課長補佐 (スポーツ環境整備)

(略)

経済局

(略)

産業労働部

産業企画課

(略)

課長補佐 (企画・クリエイティブ産業振興)

(略)

課長補佐 (コミュニティセンターの改修)

住民課
(略)

課長補佐 (住民基本台帳事務に係るDX推進)

課長補佐 (個人番号カード交付等に係る調整) (2)

課長補佐 (町名表示)

課長補佐 (スマート窓口の導入調整) (3)

人権施策推進部

人権施策推進課
(略)

課長補佐 (調整)

課長補佐 (新たな人権擁護体制の整備等)

(略)

スポーツ推進部

(略)

スポーツ施設課

(略)

課長補佐 (アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等) (2)

課長補佐 (スポーツ施設の活用)

スポーツ戦略課

(略)

(略)

経済局

(略)

産業労働部

産業企画課

(略)

課長補佐 (企画・クリエイティブ産業振興)

課長補佐 (海外産業交流に係る企画調整)

(略)

商業・流通部
(略)
市場流通課
課長補佐(市場流通)

(略)
課長補佐(市場整備推進)

イノベーション推進部
(略)
スタートアップ支援課
(略)
課長補佐(スタートアップ支援に係る特命事項の処理) (3)

産業立地交流課
(略)
課長補佐(海外産業交流)

(略)
観光文化交流局
(略)
観光交流部
観光推進課
課長補佐(観光企画)

(略)
国際交流課
課長補佐(推進)
課長補佐(多言語情報発信等)
課長補佐(交流)
課長補佐(地域における外国人市民の支援)

M I C E 推進課
(略)
課長補佐(M I C E 推進に係る特命事項の処理)

(略)
文化歴史まちづくり部
文化芸術推進課

商業・流通部
(略)
市場流通課
課長補佐(市場流通)
課長補佐(市場経営に係る調整)

(略)
イノベーション推進部
(略)
スタートアップ支援課
(略)
課長補佐(スタートアップ支援に係る特命事項の処理) (2)

産業立地交流課
(略)
課長補佐(海外産業交流)
課長補佐(海外産業交流に係る特命事項の処理)

(略)
観光文化交流局
(略)
観光交流部
観光推進課
課長補佐(観光企画)
課長補佐(観光に係る新たな財源確保)

(略)
M I C E 推進課
(略)
課長補佐(M I C E 推進に係る特命事項の処理) (3)

(略)
文化歴史まちづくり部
文化芸術推進課

課長補佐（企画事業）

（略）

歴史まちづくり推進課

（略）

課長補佐（伊藤家住宅・揚輝荘
の整備）（2）

環境局

（略）

環境企画部

環境企画課

（略）

課長補佐（環境企画に係る特命
事項の処理）

（略）

事業部

作業課

（略）

課長補佐（資源・ごみ持ち去り
対策）

（略）

施設部

（略）

工場課

（略）

課長補佐（南陽工場開設準備）

（略）

健康福祉局

（略）

監査課

（略）

課長補佐（DXの推進）（5）

（略）

高齢福祉部

高齢福祉課

課長補佐（企画事業）

課長補佐（アジア・アジアパラ
競技大会文化プログ
ラムに係る企画調
整）

（略）

歴史まちづくり推進課

（略）

課長補佐（伊藤家住宅・揚輝荘
の整備）（2）

課長補佐（有松まちづくり）

環境局

（略）

環境企画部

環境企画課

（略）

（略）

事業部

作業課

（略）

課長補佐（資源収集に係る特命
事項の処理）（3）

（略）

施設部

（略）

工場課

（略）

課長補佐（南陽工場開設準備）
（2）

（略）

健康福祉局

（略）

監査課

（略）

課長補佐（DXの推進）（2）

課長補佐（保健福祉業務オンラ
イン申請等事務処理
センター）（2）

（略）

高齢福祉部

高齢福祉課

(略)
課長補佐(持続可能な敬老パス
制度の構築) (2)

介護保険課

(略)
課長補佐(介護保険システム再
構築等)

(略)
障害福祉部
障害企画課

(略)
課長補佐(福祉)

(略)
生活福祉部
保護課

(略)
課長補佐(困窮者支援に係る連
絡調整)

保険年金課

(略)
課長補佐(国民健康保険事業に
係る特命事項の処
理)

課長補佐(保険年金システム再
構築等) (3)

(略)
医療福祉課

(略)
課長補佐(後期高齢者医療・福
祉医療費システムに
係る調整) (3)

(略)
課長補佐(後期高齢者医療に係
る特命事項の処理)

健康部
保健医療課

(略)
課長補佐(看護師確保に係る特

(略)
課長補佐(持続可能な敬老パス
制度の構築)

介護保険課

(略)
課長補佐(介護保険システム再
構築等) (2)

(略)
障害福祉部
障害企画課

(略)
課長補佐(福祉)
課長補佐(福祉特別乗車券に係
る企画調整)

(略)
生活福祉部
保護課

(略)
課長補佐(困窮者支援に係る連
絡調整)

課長補佐(保護費等の追加給
付)

保険年金課

(略)

(略)
医療福祉課

(略)
課長補佐(収納対策)

課長補佐(滞納整理) (4)

(略)

健康部
保健医療課

(略)

命事項の処理)

(略)

感染症対策課

(略)

課長補佐(感染症予防)(2)

(略)

課長補佐(予防接種健康被害救済)

(略)

医療連携推進課

(略)

課長補佐(医療関係施設に係る特命事項の処理)
(5)

(略)

生活衛生部

環境薬務課

課長補佐(衛生指導)

(略)

課長補佐(旅館業等の許可指導に係る企画調整)

(略)

子ども青少年局

(略)

企画経理課

(略)

課長補佐(DXの推進)(3)

(略)

子育て支援部

(略)

子ども福祉課

(略)

課長補佐(医療的ケア児の支援に係る企画調整)

(略)

感染症対策課

(略)

課長補佐(感染症予防)(2)

課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会に係る感染症
対策)

(略)

(略)

医療連携推進課

(略)

課長補佐(医療関係施設に係る特命事項の処理)
(4)

(略)

生活衛生部

環境薬務課

課長補佐(衛生指導)

課長補佐(アジア・アジアパラ
競技大会に係る環境
衛生対策)

(略)

(略)

子ども青少年局

(略)

企画経理課

(略)

課長補佐(DXの推進)(3)

課長補佐(保健福祉業務オンラ
イン申請等事務処理
センター)(2)

(略)

子育て支援部

(略)

子ども福祉課

(略)

課長補佐(医療的ケア児等支援に係る企画調整)

(略)

保 育 部
幼保企画課

(略)

課 長 補 佐 (待機児童対策) (3)

(略)

保育運営課

(略)

課 長 補 佐 (エリア支援保育所の
統括)

(略)

課 長 補 佐 (指導・監査) (3)
課 長 補 佐 (指導・監査に係る企
画調整)

(略)

子ども未来企画部
子ども未来企画課

(略)

課 長 補 佐 (企画調整)

(略)

放課後事業推進課

(略)

課 長 補 佐 (放課後事業に係る企
画調整) (3)

住宅都市局

(略)

監理指導課

(略)

課 長 補 佐 (技術管理)

(略)

都市計画部

(略)

街路計画課

(略)

課 長 補 佐 (高速道路アクセス向
上) (2)

(略)

(略)

保 育 部
幼保企画課

(略)

課 長 補 佐 (待機児童対策) (2)

(略)

保育運営課

(略)

課 長 補 佐 (公立保育所に係る企
画調整)

(略)

課 長 補 佐 (指導監査) (3)
課 長 補 佐 (指導監査に係る企画
調整)

(略)

子ども未来企画部
子ども未来企画課

(略)

課 長 補 佐 (企画調整)
課 長 補 佐 (フリースクール等に
係る企画調整)

(略)

放課後事業推進課

(略)

課 長 補 佐 (放課後事業に係る企
画調整) (3)
課 長 補 佐 (指導監査に係る企画
調整)

住宅都市局

(略)

監理指導課

(略)

課 長 補 佐 (技術管理)
課 長 補 佐 (工事事務のD X推
進)

(略)

都市計画部

(略)

街路計画課

(略)

課 長 補 佐 (高速道路アクセス向
上)

(略)

交通企画・モビリティ都市推進課
課長補佐（企画調査）

課長補佐（地域公共交通）

（略）

交通事業推進課

（略）

課長補佐（新たな路面公共交通
システムの導入調
整）（2）

（略）

営繕部

（略）

住宅・教育施設課

（略）

課長補佐（教育施設）（3）

（略）

まちづくり企画部

まちづくり企画課

（略）

課長補佐（港北まちづくり）

（略）

都心まちづくり部

都心まちづくり課

（略）

課長補佐（公民連携によるまち
づくりの推進）

（略）

（略）

課長補佐（栄公共空間）

リニア関連・名駅周辺開発推進課

（略）

課長補佐（市街地整備）

交通企画・モビリティ都市推進課

課長補佐（持続可能な公共交通
に係る企画調整）

課長補佐（地域公共交通に係る
企画調整）

（略）

交通事業推進課

（略）

課長補佐（S R T 事業推進）
（2）

課長補佐（S R T 事業推進に係
る特命事項の処理）

（略）

営繕部

（略）

住宅・教育施設課

（略）

課長補佐（教育施設）（3）

課長補佐（小規模校における統
合校の整備）

（略）

まちづくり企画部

まちづくり企画課

（略）

課長補佐（港北まちづくり）

課長補佐（まちづくりに係る特
命事項の処理）

（略）

都心まちづくり部

都心まちづくり課

（略）

課長補佐（公民連携によるまち
づくりの推進）

課長補佐（都心部におけるウォ
ーカーブル事業の推
進）

（略）

課長補佐（久屋大通南エリア再
整備）（2）

リニア関連・名駅周辺開発推進課

（略）

課長補佐（市街地整備）

<p>課長補佐（名駅<u>周辺</u>地下公共空間等）（2）</p> <p>名駅ターミナル整備課 （略）</p> <p>課長補佐（<u>名駅ターミナル機能強化</u>）（2）</p> <p>（略）</p> <p>課長補佐（<u>名駅ターミナル事業調整</u>）</p> <p>課長補佐（<u>名駅ターミナル補償</u>）</p> <p>緑政土木局 （略）</p> <p>道路部 道路建設課 （略）</p> <p>課長補佐（道路整備）</p> <p>（略）</p> <p>橋梁施設課 （略）</p> <p>課長補佐（<u>名城公園地下横断歩道</u>）</p> <p>道路維持課 （略）</p> <p>課長補佐（安全対策）</p> <p>（略）</p> <p>緑地部 （略）</p> <p>緑地事業課 （略）</p> <p>課長補佐（事業推進）</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p><u>課長補佐（名駅西地区まちづくり）</u></p> <p>課長補佐（名駅<u>南</u>地下公共空間等）（2）</p> <p>名駅ターミナル整備課 （略）</p> <p>課長補佐（機能強化）（2）</p> <p>（略）</p> <p>課長補佐（事業調整）（2）</p> <p>課長補佐（補償）</p> <p><u>課長補佐（工事）</u></p> <p>緑政土木局 （略）</p> <p>道路部 道路建設課 （略）</p> <p>課長補佐（道路整備）</p> <p><u>課長補佐（弥富相生山線の整備）</u></p> <p>（略）</p> <p>橋梁施設課 （略）</p> <p>道路維持課 （略）</p> <p>課長補佐（安全対策）</p> <p><u>課長補佐（通学路安全対策）</u></p> <p>（略）</p> <p>緑地部 （略）</p> <p>緑地事業課 （略）</p> <p>課長補佐（事業推進）</p> <p><u>課長補佐（長期未整備公園緑地等の見直し検討）</u></p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>
---	---

附 則

- 1 この達は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																																																																										
<p>（構成）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 会長は<u>観光文化交流局</u>主管副市長とし、副会長は<u>観光文化交流局長</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">委員</td><td style="width: 50%;">（略）</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>総務局長</u></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>経済局長</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>観光文化交流局観光交流部長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>観光文化交流局担当部長（都市魅力・国際都市化）</u></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>総務局企画部企画課長</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>スポーツ市民局総務課長</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>観光文化交流局<u>総務課長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>観光文化交流局観光交流部観光推進課長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>観光文化交流局観光交流部国</u></td></tr> </table>	委員	（略）	（略）		〃	<u>総務局長</u>	（略）		〃	経済局長	（略）		〃	<u>観光文化交流局観光交流部長</u>	〃	<u>観光文化交流局担当部長（都市魅力・国際都市化）</u>	（略）		幹事	（略）	（略）		〃	総務局企画部企画課長	（略）		〃	スポーツ市民局総務課長	（略）		〃	観光文化交流局 <u>総務課長</u>	〃	<u>観光文化交流局観光交流部観光推進課長</u>	〃	<u>観光文化交流局観光交流部国</u>	<p>（構成）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 会長は<u>総務局</u>主管副市長とし、副会長は<u>総務局長</u>とする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">委員</td><td style="width: 50%;">（略）</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>経済局長</td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>観光文化交流局長</u></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>総務局総合調整部長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>総務局担当部長（国際都市化）</u></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>幹事</td><td>（略）</td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>総務局企画部企画課長</td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>総務局総合調整部国際課長</u></td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>総務局総合調整部担当課長（国際都市化）</u></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>スポーツ市民局総務課長</td></tr> <tr><td>〃</td><td><u>スポーツ市民局地域振興部担当課長（多文化共生の推進）</u></td></tr> <tr><td>（略）</td><td></td></tr> <tr><td>〃</td><td>観光文化交流局<u>担当課長（企画調整）</u></td></tr> </table>	委員	（略）	（略）		（略）		〃	経済局長	〃	<u>観光文化交流局長</u>	（略）		〃	<u>総務局総合調整部長</u>	〃	<u>総務局担当部長（国際都市化）</u>	（略）		幹事	（略）	（略）		〃	総務局企画部企画課長	〃	<u>総務局総合調整部国際課長</u>	〃	<u>総務局総合調整部担当課長（国際都市化）</u>	（略）		〃	スポーツ市民局総務課長	〃	<u>スポーツ市民局地域振興部担当課長（多文化共生の推進）</u>	（略）		〃	観光文化交流局 <u>担当課長（企画調整）</u>
委員	（略）																																																																										
（略）																																																																											
〃	<u>総務局長</u>																																																																										
（略）																																																																											
〃	経済局長																																																																										
（略）																																																																											
〃	<u>観光文化交流局観光交流部長</u>																																																																										
〃	<u>観光文化交流局担当部長（都市魅力・国際都市化）</u>																																																																										
（略）																																																																											
幹事	（略）																																																																										
（略）																																																																											
〃	総務局企画部企画課長																																																																										
（略）																																																																											
〃	スポーツ市民局総務課長																																																																										
（略）																																																																											
〃	観光文化交流局 <u>総務課長</u>																																																																										
〃	<u>観光文化交流局観光交流部観光推進課長</u>																																																																										
〃	<u>観光文化交流局観光交流部国</u>																																																																										
委員	（略）																																																																										
（略）																																																																											
（略）																																																																											
〃	経済局長																																																																										
〃	<u>観光文化交流局長</u>																																																																										
（略）																																																																											
〃	<u>総務局総合調整部長</u>																																																																										
〃	<u>総務局担当部長（国際都市化）</u>																																																																										
（略）																																																																											
幹事	（略）																																																																										
（略）																																																																											
〃	総務局企画部企画課長																																																																										
〃	<u>総務局総合調整部国際課長</u>																																																																										
〃	<u>総務局総合調整部担当課長（国際都市化）</u>																																																																										
（略）																																																																											
〃	スポーツ市民局総務課長																																																																										
〃	<u>スポーツ市民局地域振興部担当課長（多文化共生の推進）</u>																																																																										
（略）																																																																											
〃	観光文化交流局 <u>担当課長（企画調整）</u>																																																																										

// <u>際交流課長</u> // <u>観光文化交流局観光交流部担</u> <u>当課長（多文化共生・国際貢</u> <u>献）</u> (略) // 交通局営業本部企画財務部担 当課長（ <u>企画調整・外郭団</u> <u>体</u> ） (略) // <u>監査事務局監査管理課長</u> (略)	(略) // 交通局営業本部企画財務部担 当課長（ <u>企画調整</u> ） (略) // <u>監査事務局管理課長</u> (略)
---	--

3 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																																								
別表	別表																																								
<table border="1"> <tr> <td>本部員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>//</td> <td><u>緑政土木局長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>総務局担当局長（企画調整）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>//</td> <td><u>観光文化交流局総務課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	本部員	(略)	(略)		//	<u>緑政土木局長</u>	(略)		//	総務局担当局長（企画調整）	(略)		幹事	(略)	(略)		//	<u>観光文化交流局総務課長</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td>本部員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>//</td> <td>総務局担当局長（企画調整）</td> </tr> <tr> <td>//</td> <td><u>緑政土木局担当局長（公園</u> <u>緑地・農政）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>//</td> <td><u>観光文化交流局担当課長（</u> <u>企画調整）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	本部員	(略)	(略)		(略)		//	総務局担当局長（企画調整）	//	<u>緑政土木局担当局長（公園</u> <u>緑地・農政）</u>	(略)		幹事	(略)	(略)		//	<u>観光文化交流局担当課長（</u> <u>企画調整）</u>	(略)	
本部員	(略)																																								
(略)																																									
//	<u>緑政土木局長</u>																																								
(略)																																									
//	総務局担当局長（企画調整）																																								
(略)																																									
幹事	(略)																																								
(略)																																									
//	<u>観光文化交流局総務課長</u>																																								
(略)																																									
本部員	(略)																																								
(略)																																									
(略)																																									
//	総務局担当局長（企画調整）																																								
//	<u>緑政土木局担当局長（公園</u> <u>緑地・農政）</u>																																								
(略)																																									
幹事	(略)																																								
(略)																																									
//	<u>観光文化交流局担当課長（</u> <u>企画調整）</u>																																								
(略)																																									

4 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																				
別表（第3条及び第6条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">幹事</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>観光文化交流局総務課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		幹事	(略)	(略)		"	観光文化交流局総務課長	(略)		別表（第3条及び第6条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">幹事</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>観光文化交流局担当課長（<u>企画調整</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		幹事	(略)	(略)		"	観光文化交流局担当課長（ <u>企画調整</u> ）	(略)	
(略)																					
幹事	(略)																				
(略)																					
"	観光文化交流局総務課長																				
(略)																					
(略)																					
幹事	(略)																				
(略)																					
"	観光文化交流局担当課長（ <u>企画調整</u> ）																				
(略)																					

5 名古屋市ため池環境保全協議会規程（昭和49年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																
別表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 30%;">委員</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">"</td><td>緑政土木局担当局長（<u>道路・河川</u>）</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	委員	(略)	(略)		"	緑政土木局担当局長（ <u>道路・河川</u> ）	(略)		別表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 30%;">委員</td><td>(略)</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">"</td><td>緑政土木局担当局長（<u>公園緑地・農政</u>）</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	委員	(略)	(略)		"	緑政土木局担当局長（ <u>公園緑地・農政</u> ）	(略)	
委員	(略)																
(略)																	
"	緑政土木局担当局長（ <u>道路・河川</u> ）																
(略)																	
委員	(略)																
(略)																	
"	緑政土木局担当局長（ <u>公園緑地・農政</u> ）																
(略)																	

6 東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(構成)	(構成)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 会長は緑政土木局主管副市長とし、副会長は <u>緑政土木局長</u> とする。	2 会長は緑政土木局主管副市長とし、副会長は <u>緑政土木局担当局長（公園緑地・農政）</u> とする。
3 (略)	3 (略)